

市

認

協

ニ

ュ

ー

ス

* 市原市認知症対策連絡協議会ニュース *

●7月24日、五井会館にて第4回市原市認知症対策連絡協議会例会(以下、市認協)が行われました。ミニ講演会として「成年後見制度」のお話、各部会に分かれての話し合いについてご報告いたします。また、市認協設立一周年を記念した特別講演についてもご報告いたします。

* ミニ講演会 *

「成年後見制度」について (社)コスモ成年後見サポートセンター 行政書士 大塚喜男氏

大塚氏に成年後見制度について大変わかりやすく講義して頂きました。簡単にご紹介します。

成年後見人制度とは、2000年4月介護保険制度と同時にスタートした制度です。認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった人に対し、裁判所から選任された後見人が、本人を代理して法律行為を行う制度であり、後見人の仕事は身上監護、財産管理となります。

ただし、毎日の買い物、家事援助、身体介護、医療行為に関する同意、保証人・身元引受人、結婚・離婚などの同意、居住地の指定、日用品の購入に対する同意・取り消し、遺言・延命行為等の本人自身の意思に基づくことは後見人の仕事には含まれません。

申立は弁護士・司法書士・家族のみ可能。弁護士・司法書士に申立を依頼する場合は、書類の準備等に費用が発生します。報酬は裁判所のホームページに記載されています。近年、身寄りのない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の保護のため、市町村長による申立が導入されました。市が申立を行い、本人に財産が無い場合は市が費用を負担することになっており、その費用は市の予算で組まれています。

* 各分科会報告 *

【医療部会】早期発見・早期治療のために、スクリーニング方法について検討しました。タッチパネルで簡単にスクリーニングが可能な機械があり、どこへ設置するのか、どのように使用していくのか、疑わしい人の早期対処方法などについての話し合いがなされ、辰巳台、若宮地区をモデルに考えていくことになりました。

【施設部会】

市内介護サービス事業所・施設一覧の市ホームページへの掲載とリンクについての要望に対して検討しました。現状では施設HPの更新状況などが煩雑になり、難しいという結論になりました。市が発行している施設をまとめた冊子をデータ化し、各施設のショートステイ受け入れ人数や緊急時の受け入れ体制の情報を市HPに掲載してもらっては、との意見が出ました。

【地域・サービス事業部会】

見守りシステムについて、誰に、どのような見守りをしてもらいたいのか、についてグループワークを行い発表し合いました。今後は、『安心して徘徊ができる街づくり』を市民で進める必要があります。誰にでも発見してもらえるよう、認知症についての普及啓発活動を行っていく必要があります。また、市と警察でSOSネットワークなどについても警察に捜索を出す時に必要な情報など、市認協で「この情報があると発見しやすい」というガイドラインをまとめていく必要があるのでは、との意見が出ました。

【その他】

市内には山間部など、あまり人が歩いていない地区もあり、徘徊の方を早く発見するためには、教育の部分が大切、見つける側、子供たちへも教育する必要があるのでは、徘徊しても安心な町を作ることができれば良い、との意見が出ました。